

公益財団法人 大泉町スポーツ文化振興事業団

スポーツ・文化団体強化指定要綱

1. 目的

この要綱は、公益財団法人大泉町スポーツ文化振興事業団（以下「事業団」という。）定款第4条に規定する事業を達成するため、特に優れたスポーツ・文化団体を指定し、より一層の強化を図ることにより地域スポーツ・地域文化の向上・発展に寄与することを目的とする。

2. 指定基準

前年度の各種大会、コンクール等に別に定める事業団大会等出場援助要綱の規定に基づく援助を受けて出場した団体又は当該団体に所属する個人の成績が次のいずれかに該当するものであること。

- (1) 県大会又は関東大会等で優勝したとき
- (2) 全国大会等で4位以内となったとき
- (3) その他、理事長が特に必要と認めたとき

3. 指定対象要件

一般指定又は特別指定とし、それぞれの要件を満たすものであること。

- (1) 一般指定
 - ① 大泉町内に代表者及び活動拠点をもつアマチュアの団体であること
 - ② 構成員数が10名以上（うち、2分の1以上が大泉町在住）であること
 - ③ 団体の規約があり、事業計画及び収支予算書を作成し運営していること
- (2) 特別指定
大泉町内に事業所をもつ企業の団体で、本町を挙げて応援できるものであること

4. 団体指定申請

指定を受けようとする団体は、4月1日から5月31日までに指定申請書（様式1号）を理事長に提出するものとする。

5. 指定の時期等

- (1) 毎年6月末日までに指定を決定し、指定書を交付する
- (2) 理事長は、指定後最初に開催する理事会等で報告する

6. 指定期間

指定の日から翌年5月31日までとする。

7. 助成金額

- (1) 一般指定は、1団体30,000円とする。ただし、関東大会等で優勝したときは10,000円、全国大会等で4位以内となったときは20,000円を加算する
- (2) 特別指定団体は、理事長が別に定める

8. 報告

指定期間終了後、30日以内の実績報告書を理事長に提出するものとする。

附 則

この要綱は、公益財団法人大泉町スポーツ文化振興事業団の設立の登記の日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から適用する